

四街道市木造住宅耐震診断費補助金のご案内 令和4年度

四街道市では、地震時における木造住宅の安全に対する市民意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進するため、予算の範囲内において市内の木造を所有する者の行う耐震診断に要する費用の一部を補助しています。

① 受付期間・場所

【受付期間】令和4年4月8日（金）から 令和4年5月6日（金）まで。
申請者多数により予算を超えた場合は抽選となります（先着順ではありません）

受付期間が過ぎて予算枠が残っていた場合は、令和4年12月28日（水）まで、先着順での受付となります。

【受付場所、時間】四街道市役所2階 建築課窓口にて、庁舎開庁時間内に受付します。

② 補助対象となる住宅・期間など

【補助対象となる住宅】

- ・木造の在来工法により建築された 市内の一戸建て住宅 又は 併用住宅
- ・2階建以下で、建築確認済証が平成12年5月31日以前に交付されていること。
- ・以前にこの告示による補助金を受けていないこと。

**※建築士事務所との契約締結は、市の補助金交付決定後
に行われることが要件です！**

【期間】補助金交付決定のあった日から120日を経過する日 又は令和5年1月31日のいずれか早い日までに、完了報告書が提出できるものとなります。

③ 補助の対象者・対象となる耐震診断

【補助対象者】 ②の建物の所有者

【補助対象診断】 建築士事務所勤務の建築士が行う『一般診断法』又は『精密診断法』

④ 補助率 及び 補助金の上限額

【補助率】 耐震診断実施費用額（税抜き）の3分の2（千円未満端数は切り捨て）

【上限額】 8万円

⑤ 申請時に必要な書類

- ・木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・見積書の写し
- ・委任状（代理者によって手続きを行う場合）

受付期間終了後に交付決定を行うため、6月上旬以降に契約となる診断が対象となります

※その他必要があれば、追加書類をお願いする場合があります

※明らかに書類の不備がある場合は受付できません

【問合せ先】

四街道市役所 都市部 建築課
審査指導係

Tel 043-421-6144